

平成20年度 国立大学法人東京芸術大学年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1-1. 我が国芸術文化向上に多大な貢献を果たしてきた本学の芸術教育伝統を継承し、伝統的な芸術表現手法及び自己表現手法の獲得を一層強力に推進するとともに、新しい芸術表現・自己表現手法の獲得のための教育も積極的に展開していく。

- ・伝統的な芸術表現手法や自己表現手法並びに新しい芸術表現・自己表現手法の獲得に関して、国内外で活躍しているアーティスト、研究者等による講義等を積極的に行う。

1-2. 本学の伝統であり、芸術教育に欠かせない、少人数教育、個人指導を充実させる。

- ・各科・専攻の教育内容に応じて、個別担任制、担当教員制、複数教員指導制、少人数グループ指導、個人レッスン等を通じて、個々の学生への教育を行う。

1-3. 学生の個性・能力に応じた指導を徹底し、きめ細かな教育環境を整える。

- ・引き続き学生の個性、能力に応じた指導ときめ細かな教育を行うため、学生の状況把握の改善や、授業の指導体制等の整備を図る。

1-4. 国際的視野を持った芸術家育成のため、社会連携、国際交流を積極的に推進していく。

- ・国際交流協定校やその他の芸術系大学等との交換留学や交流事業を実施する。
- ・地域連携や産学連携を通じた実務的な教育を行う。

1-5. 専門教育と教養教育双方の充実と深化を図るため、授業科目のバランス、授業内容の見直しを図る。

- ・各科毎にカリキュラムや授業内容の見直しを図る。

1-6. 芸術系教員や学芸員等の芸術関連分野の専門家養成のため、教職関係科目、学芸員科目の充実を図るとともに、インターンシップ制度の従来以上の導入を図る。

- ・大学院レベルにおける学芸員教育課程について検討を行う。
- ・企業等と連携したインターンシップを行う。

1-7. 学部卒業作品・演奏・論文、大学院修士博士論文・作品・演奏のWeb公開など、教育成果の公表システムを充実させる。

- ・教育成果を展覧会や演奏会、シンポジウムなどを通じて発表する。
- ・教育成果発表を行う展覧会や演奏会の実施情報や博士論文等について、Web、刊行物等様々な形で公開する。

1-8. 卒業後の進路等に関する情報を収集し、長期的な教育成果を把握し、検討する体制を整える。

- ・卒業・修了後の進路や活動等に関し収集した情報を分析し、効果的な方策を策定する。

1-9. 附属図書館、大学美術館など学内共同教育研究施設を活用した教育研究をより一層充実させる。

- ・大学美術館・陳列館において各科主催の展覧会等を行う。

- ・ 奏楽堂において定期演奏会や演奏試験等を行う。
- ・ 大学美術館収蔵品，図書館所蔵資料を活用した授業等を行う。

2-1. 現在の学部・大学院連絡協議会を廃し，新しく大学院改善委員会を設置し，大学院修士・博士後期課程についての組織編成，指導体制を点検の上，改善を図る。

2-2. 博士後期課程における学位授与学内制度等の見直しを行い，授与件数の増加を図る。

- ・ 芸術リサーチセンター(教育改革事業：芸術系大学院における学位授与プロセスの研究)において，作品・演奏を主とする芸術という専攻領域の適正な学位認定に関する調査研究を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1-1. 芸術文化の伝統継承にふさわしい人材に加え，新たな芸術文化創造に資する多様な能力と可能性を持つ人材を確保するために，入試方法の改善を図る。

- ・ 入学者選抜方法や入試広報等について，改善を図る。特に美術学部では前期日程への移行準備を行うと同時に選抜方法の改善を検討する。

1-2. 明確なアドミッション・ポリシーを策定し，大学案内，募集要項などにおいて具体的な教育方針，教育内容を公開する。

- ・ アドミッション・ポリシーや具体的な教育方針，教育内容について，紹介，周知に努める。

2-1. 各科毎の必修科目，選択科目，教養科目，専門科目などのバランスを再検討するとともに，多様性に富むカリキュラムの充実を図る。

- ・ 各科毎にカリキュラムや授業内容の見直しを図る。

2-2. 地域社会や学外機関と連携し，フィールドワークや調査研究，演奏やワークショップ等実践的な授業を教育課程に取り入れる。

- ・ 地域連携や産学連携を通じた実務的な教育を行う。

2-3. 学科・学部・研究科での交流プログラムを実施し，交流講座を増設する。

- ・ 引き続き，学科・学部・研究科等を越えた横の連携による交流授業や交流演奏プロジェクトなどを実施する。

2-4. 大学美術館・演奏芸術センター・芸術情報センターの授業開設などによる実践的な教育参加を推進する。

- ・ 大学美術館では，展示施設及び収蔵品を活用した授業を行う。
- ・ 演奏芸術センターでは，奏楽堂で開催する演奏会を実地体験の機会として教育に活用するなどして，実践的な教育を推進する。
- ・ 芸術情報センターでは，引き続き建築科，デザイン科の必修科目など情報処理に関する科目を開講する。

3-1. 実技教育の特殊性を踏まえ，アトリエ・スタジオ・レッスン室・アンサンブル室など，一層の効果的な活用を図る。

- ・ 既存のアトリエ，スタジオ，レッスン室及びアンサンブル室等の使用について効率的な活用を図る。

3-2. 様々なメディア, アーカイブ, ネットワーク等を活用した具体的で, 実験的な授業の充実を図る。

- ・先端芸術表現科、音楽環境創造科、メディア映像専攻を中心に様々なメディア等を活用した授業を行う。

3-3. シラバスの記載方法, 内容を充実させる。

- ・学生がより履修しやすくなるよう履修便覧, 時間割も含めて, シラバスの内容の充実を図る。

4-1. 評価基準の明確化, 成績分布データ作成など, 成績評価制度の整備・充実を図る。

- ・評価の信頼性を高め、成績に関する各種データを作成するため教務事務電算処理システムを試行稼働させる。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

2-1. 学生の意欲的な活動に対して学内規則の見直しなどを含めた柔軟な対応を図る。

- ・アトリエ等の使用時間延長について対応する。

2-2. 優秀な学生を顕彰するとともに, 作品等を公開する場を確保する。

- ・安宅賞, サロン・ド・プランタン賞など, 優秀な学生の顕彰を行うとともに, 作品の展示や演奏等発表の機会を確保する。
- ・学生作品コンペや奏楽堂企画公募を実施する。

2-3. 学生の学外での研究創造活動を積極的に支援する体制をつくる。

- ・学生の学外での研究創造活動を積極的に支援するため、学生の学外での成果発表についてWeb等で広報に努める。

2-4. 学内外での学生のための展示演奏発表スペースをつくる。

- ・学内の展示スペースを学生作品の展示に活用するとともに, 学外での展示の機会の提供に努める。
- ・依頼演奏を中心に学内外での演奏又は発表の機会を学生に提供する。

3-1. 時代に即応したメディア機器やネットワーク環境を整備する。

- ・上野校地・国立情報学研究所間の通信回線速度を増強・更新する。

3-2. 大学美術館や附属図書館など学内各部局における芸術・教育資料の購入を進め, 資料の充実・活用を図る。

- ・大学美術館では、引き続き芸術資料の収集・修復を進め充実を図ると共に, 近年収集・修復した資料の公開事業を進める。
- ・附属図書館では、引き続き、貴重資料データベース及び映像関係資料の充実を進める。

4-1. 教育方法, 教材開発などを研究開発するFDのための組織を立ち上げ, 効果的な教育効果をあげる芸術教育内容・方法を研究する。

- ・教育推進室FD対策部会を中心としたFD体制の構築や教員の意識向上を図るため、研修会を2回以上開催する。

4-2. 定期的に教育内容の検討を行い、その結果をフィードバックする仕組みをつくる。

・引き続き、教育内容の検討及びフィードバックのため、教育推進室の活動強化を図る。

4-3. 講座制を超えた、水平的・横断的な教育研究のあり方を研究、弾力的な教育研究組織の検討を行う。

・大学院における水平的・横断的な指導体制を推進する。

4-4. 他大学、他機関との提携により教員の交流を実施する。

・引き続き、国内外の大学や研究機関等と共同研究等を通じて教員の交流を促進する。

4-5. 学生による授業評価を行うとともに、教員による相互評価について詳細に検討し、導入を図る。

・学生アンケートによる授業評価の活用や教員の相互評価を促進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1-1. オフィスアワー制度の充実を図り、個々の学生に対応した支援体制を構築する。

・オフィスアワーの設定を徹底する。

1-2. 学生支援のための組織を設ける。

・学生支援室及び教育推進室において、学生支援について検討する。

1-4. 附属図書館の学習図書館・研究図書館としての機能を充実させる。

・映像関係資料の充実と視聴覚機器の更新、整備を図る。

2-1. セクシャルハラスメントの対策を強化する。

・ハラスメント防止のための啓蒙活動を推進する。

2-2. 保健管理センターの機能を強化し、学生の健康管理等を促進する。

・新たに『感染症健康マニュアル』（新型インフルエンザ、麻疹、SARS等）を作成し、講演会等で周知徹底を図る。

2-3. 国際交流会館の増築など留学生の生活環境の整備・向上を図る。

・「留学生のためのガイドブック」を配布し、周知を図る。

2-4. 学生の福利厚生を充実させる。

・引き続き、学生寮の管理方法等について改善を図る。

・新寮の建設について検討を行う。

2-5. 学内外の奨学金についての情報伝達方法を確立し、積極的に支援する。

・大学ホームページ等を活用した周知を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1-1. 個々の教員の研究創造を基盤とし、芸術文化の継承発展を強力に推進する。

・教員それぞれが、伝統継承と発展に資する研究創造活動を行う。

1-2. 常に新しい芸術表現を模索し、各分野が有機的に結合した創造活動を展開する。

・音楽学部及び美術学部共同で上演の「和楽の美」等、新しい芸術表現のため、各分野を超えた取り組みを継続して行う。

1-3. 芸術・科学の枠を超えた創造性と発展性に富む創造研究活動を促進する。

・芸術と科学を融合させた創造研究活動を行う。

1-4. 国際的な芸術交流の拠点として、世界各国との人材・情報交流を促進する。

・国際交流協定校やその他の芸術系大学等との交流事業や客員研究員等の受入を実施する。

2-1. 大学美術館、奏楽堂＝演奏芸術センターを活用した展示、演奏企画を促進する。

・大学美術館、奏楽堂＝演奏芸術センターを活用した様々な展示、演奏企画等を実施する。

2-2. 様々な企画を推進し、研究成果を他の機関と協力しながら社会に発信する。

・様々な企画を外部の機関と協力して行い、本学の教育研究成果を発信する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1-1. 全学的な視点から重点的に推進すべき教育研究を審議する体制を整備するとともに、それに従って、学内における予算配分を公正かつ効率的に配分する。

・研究推進室において、全学的な視点から重点的に推進する研究について支援を行う。

1-2. 教員個人の学内外における研究創造活動を支援する体制を構築する。

・展覧会・演奏会・イベント情報、各種研究助成金情報をWebを活用して提供し、教員の研究創造活動を支援する。

1-3. 学科・学部・大学院の枠を超えた研究グループの編成法や全学的な支援体制に関する具体的な検討を行う。

・学内共同教育研究施設や他学部・学科等との連携を促進する。

2-1. 全学的な重点テーマに関する横断的なプロジェクトを立ち上げ、そのための専用スペースを用意する。

・芸術リサーチセンター(教育改革事業：芸術系大学院における学位授与プロセスの研究)のための専用スペースを確保する。

2-2. 優れた業績をあげている研究創造や特色ある研究創造を支援する体制を整え、重点的な資金配分等を行う。またその成果の公表を大学美術館や奏楽堂などで定期的に行えるようにする。

・学長裁量経費等を優れた研究創造や特色ある研究創造に対して配分する。

2-3. 企業等からの特別研究員、外国人研究者、外国人芸術家、他機関の専門スタッフなどの積極的な受入体制を整備し、研究開発、発信能力の向上を図る。

・客員研究員や特別招聘教授制度等を活用して、外部組織の研究者や内外の芸術家、演奏家等の受入を行う。

3-1. 知的、美的資産の創出・活用に関するプロジェクトを全学的問題として立ち上げ、シンポジウム開催などを通じて、著作権の国際ルール作りなどの問題を検討、解決策の提言などを行う。

- ・ 権利に関する基本的な事項をまとめた冊子の作成及び大学としての知財ポリシーの制定についての検討の一環として、本学における舞台芸術に関する権利のあり方について検討を行う。

3-2. 教育現場においても著作権に関する全学的な授業科目を、教養教育委員会などを活用して立ち上げ、著作権の知識や著作権保護意識の徹底を図る。

- ・ 著作権に関する授業を実施する。

4-1. 点検評価委員会を拡充した企画・評価室を設置し、研究活動の状況・問題点を把握した上で研究活動の質的向上を図る。

- ・ 企画・評価室において、中期目標期間の実績評価のために本学の研究活動に関して収集した資料を整理し、各学部等にフィードバックする。

4-2. 競争的資金を獲得した教員のための共同利用スペースを用意するなど、優れた教員に対する支援制度を検討する。

- ・ 優れた教員に対する間接・直接の支援制度について再検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1-1. 両学部、大学美術館、奏楽堂＝演奏芸術センターにおいて様々な企画を推進し地域の芸術文化向上、生涯学習に資するとともに、自治体や学外機関等と共同して保存修復支援、様々なレベルでの芸術教育提供・支援、芸術鑑賞提供・支援等に積極的に取り組む。

- ・ 本学で広く社会の芸術文化向上、生涯学習に資する展覧会、演奏会、公開講座、シンポジウムなどを行う。また、取手市、台東区、横浜市、足立区等の自治体や企業・団体など外部の組織に協力して、芸術教育の機会、芸術鑑賞の機会の提供、支援を行う。

1-2. 大学美術館、附属図書館、奏楽堂等の広報情報発信を統合する情報発信システムを芸術情報センターを中心として整備し、学内芸術情報を整備するとともに、情報発信を促進する。

- ・ 大学の情報発信力を高めるため、芸術情報センターを拠点とし、学部、研究科、学内共同利用施設等の情報システム化と、情報ネットワークのポータルサイト化など、拡充の検討をする。

1-3. ボランティア活動等の社会活動への参加を学生に奨励・支援していく。

- ・ 東京国立博物館等への学生ボランティア派遣や各種演奏依頼の学生への紹介を積極的に行う。

1-4. 現職芸術系教員のリカレント教育など社会人の受入れを促進するとともに、その受入れの窓口を整備する。

- ・ 現職芸術系教員等の社会人受入を推進する。

1-5. 様々な自治体、企業、各機関との連携のもと積極的に大学の人材、資産を活用できるように体制を整備する。

- ・ 社会連携センターで台東区との包括協定締結について、検討する。

1-6. 国内外の芸術系大学や芸術研究機関との連携・交流を推進し、相互の資源交流を行うプロジェクトについて検討する。

- ・中国、韓国等、国内外の芸術系機関等との連携・交流プロジェクトを実施する。

1-7. 外国人研究者と留学生受入れを促進するとともに、地域と連携したアーティスト・イン・レジデンスなどの新しい仕組みを持った受入体制を整備する。

- ・客員研究員制度や特別招聘教授制度による教員の受入れを実施する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1-1. 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

1) 優れた音楽家育成のため、音楽学部と附属高校の有機的連携をより一層強化し、教育効果の向上を図るため、次の事を行う。

- ・ピアノ初見授業について、成績の振るわない生徒に関して、習得を阻害する原因や方法論について研究する。
- ・ソルフェージュ教育に関して、試験内容・方法や授業内容・クラス編成に関して工夫するとともに、授業改善を図るため、研究授業を行う。
- ・管弦楽教育を、附属高校教員と音楽学部教員や演奏会指揮者が連携をとりながら充実させる。

1-2. 学校運営の改善に関する具体的方策

- ・学校運営の充実を図るため、学校関係者等から意見を聴取する。
- ・引き続き、音楽学部と連携・協力し、附属高校の在り方について検討を進める。

1-3. 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・引き続き、入学者選抜方法について、入試科目、実施方法等について検討する。
- ・生徒募集の強化を図るため、附属高校のホームページや学校案内の見直しを行う。

1-4. 公立学校との人事交流に対応した体系的な教員研修に関する具体的方策

- ・教員研修の実施に当たっては、引き続き全国国立大学附属学校連盟の研究会等を活用する。

1-5. 教育研究活動成果発表の推進

- ・研究紀要を引き続き発行し、附属高校の教育研究を内外に発表する。
- ・引き続き、本学奏楽堂や学外での演奏会活動を通して、生徒の教育成果を積極的に公表する。
- ・引き続き、全国芸術高等学校長会の音楽小部会（全国音楽高等学校協議会）の理事校として、また国立唯一の音楽高校として全国の音楽教育を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1-1. 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

1-2. 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

1-4. 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・映像研究科の教育研究組織整備が完成することから、理事室やその他の学内組織について、組織の見直しを行う。

1-3. 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・学部長及び副学部長を中心に、機動的・戦略的な学部運営を行う。

1-5. 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・引き続き、学長のリーダーシップに基づき、学部を中心とした教育研究等の重要性、緊急性などを踏まえ、全学的な方針により適正かつ戦略的に学内資源を配分する。

1-6. 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・引き続き、学内の各種委員会等に必要に応じ学外の有識者を加えて広く意見を求める。
- ・引き続き、広報に関し、専門家に一部の業務を委託し、強化を図る。
- ・学外の法律の専門家による知的財産にかかるサポート制度整備について検討する。

1-7. 内部監査機能の充実にに関する具体的方策

- ・監査室において、業務・財務に関する内部監査を計画、毎年1回実施する。また、監事及び会計監査法人と連携する。
- ・勤務時間等に関する業務について、事務担当者及び内部監査担当者の学内研修会を毎年実施する。

1-8. 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・引き続き、国立大学協会や近隣の国立大学等との連携・協力を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1-1. 教育研究組織の再編・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・学科・学部・研究科等を超えた横の連携による交流授業や交流演奏プロジェクトなどを実施する。
- ・大学院の創造研究のための新たなスペースの確保について検討する。

1-2. 教育研究組織の見直しの方向性(・芸術情報センター等の整備・充実にを図り、芸大の全学的な情報の拠点を拡充する。

- ・大学の情報発信力を高めるため、芸術情報センターを拠点とし、学部、研究科、学内共同利用施設等の情報システム化と、情報ネットワークのポータルサイト化など、拡充の検討をする。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1-1. 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・平成18年度に定めた任期更新時に係る人事評価制度により、任期更新時に係る人事評価を着実にを行う。また、事務系等の人事評価システムについて原案をまとめ、段階的に試行する。

1-2. 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・早期退職制度、勸奨退職制度について制度導入の可能性について検討を行う。

1-3. 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・教育推進室FD対策部会を中心としたFD体制の構築や教員の意識向上を図るため、研修会を2回以上開催する。

1-5. 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・引き続き職種別研修や専門別研修等職員に応じた研修を実施し、複雑化・高度化する業務に対応できる職員の資質向上を図る。また、他大学・機関との計画的な人事交流を積極的に推進する。

1-6. 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・業務の見直しを行い、外部委託が有効かつ可能な業務については外部委託を進め、人員（人件費）の抑制に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1-1. 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・昨年度に行った業務分担の見直し等を基に事務組織の改組を実施可能な部分から順次行う。

1-2. 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・引き続き、複数機関共同で職員研修や共同購入を実施する。

1-3. 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・業務の見直し結果を基に、業務を改善・効率化又は外部委託できる部分を順次実施に移し、人員（人件費）の抑制に努める。（総務課）（会計課）
- ・学生事務の改善・充実及び効率化・簡素化を図るため、電算化を計画的に推進する。
- ・事務処理の迅速化等を推進するため、引き続き電子メール、電子掲示板等を活用する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1-1. 外部研究資金の増加を図るため、教員への説明会の開催やパンフレットを作成するなどの学内及び学外への情報の提供を積極的に行う。

- ・科学研究費補助金の説明会を行うとともにその内容の充実を図る。
- ・研究助成情報をWeb上で提供し、研究支援の向上を図る。

1-2. 外部資金に、間接経費制度の導入を図る。

- ・引き続き、間接経費を学長裁量経費等として、活用する。

1-3. 大学の持つ知的・美的財産を活用した芸術教育への貢献や芸術の普及活動推進のため、外部資金を導入する方策を検討する。

- ・引き続き、平成17年度に制定した「公開講座実施経費要求書作成要領」に基づき公開講座を実施する。
- ・藝大アートプラザにおける頒布品開発を引き続き行う。
- ・過去及び今後の演奏会等の音源を社会に提供するために、その問題点と対応策について検討を行い、音源の活用を図る。

1-4. 展覧会及び演奏会事業を外部団体等と共同開催することにより、事業費に外部資金を積極的に導入する。

- ・大学美術館における展覧会を新聞社等と共同開催し、本学負担の事業費を抑制する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1-1. 定期刊行物及び業務委託等の契約の見直し、光熱水料等の節減の徹底、リサイクルの推進・ペーパーレス化による廃棄物の減量化の徹底を図るとともに、執行状況の分析等を行い、目標値を設定することにより管理的経費を抑制する。

- ・引き続き、複数機関での共同購入や複数年契約などを行い、管理運営経費の抑制に努める。（
- ・効率の良いエネルギー管理に努める。

2-1. 総人件費改革の実行計画を踏まえ、常勤役員報酬及び承継職員給与について、平成17年度の人件費予算相当額をベースとして、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

- ・H18年に策定した計画により、人件費の削減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1-1. 大学の資産（美術品等）のデータベース化、利用手続きの簡素化等を行うとともに、広報等を通じて、資産の有効運用を図る。

- ・引き続き、資産（美術品等）のデータベースの新規データの追加及び既存データの記載内容の充実を行う。

1-3. 全学委員会である施設・環境委員会による、施設の点検・評価に基づく専有スペースの配分、共用スペースの指定など、効果的・効率的なスペースの運用を着実かつ継続的に実施する。

- ・施設の点検・評価の調査に基づき、効果的・効率的な施設の活用・運用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1-1. 芸術分野（美術・音楽）における評価・分析方法について調査検討し、評価基準の試案を策定する。

- ・前年度までに行った調査結果等を踏まえ、芸術分野の評価方法等の試案作成を検討する。

1-2. 内部評価を充実させ、大学運営の改善に活用するため、点検評価委員会などを拡充した評価室（仮称）の設置など評価体制の整備を図る。

- ・企画・評価室の組織を見直し、各部局との連携体制を強化する。

1-3. 芸術分野の専門家による第三者評価、大学美術館、奏楽堂＝演奏芸術センターにおける来館者・聴衆に対するアンケート調査など、外部評価を促進する。

- ・前年度のアンケート結果通知時に指摘した改善課題について、改善状況の検証を行う。（企画・評価室）
- ・大学美術館、奏楽堂等施設利用者のアンケート調査を実施し、今後の運営に役立てる。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1-1. 情報公開に関して広報委員会等、学内組織の見直しを行う。

- ・平成19年度計画を踏まえ、広報ポリシー策定の検討を行う。

1-2. ホームページを通じて、教務学生情報、キャンパス情報、教員情報、展覧会・演奏会情報、法人文書等の積極的な発信を図る。

- ・引き続き、ウェブサイトの各種情報の充実を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1-1. 施設の点検・評価に基づく専有スペースの配分，共用スペースの指定など，効果的かつ効率的なスペースの運用（東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則）の着実かつ継続的な実施を図る。

- ・施設の点検・評価に基づく専有及び共用スペースの運用実態を調査し，それに基づき使用の見直し，使用者に対する指導及び助言を行う。

1-2. 今後の教育研究内容の変化に柔軟に対応するフレキシブルスペース（共用スペース，パブリックスペース，多目的スペース，屋外スペース）の創造力あふれる運用を図る。

- ・フレキシブルスペースの運用を図る。

1-3. 大学院の充実等，新たな教育研究の展開に対応する施設整備，並びに既存施設を最新の設備・機能・耐震性能・デザインへと蘇生するための整備計画の着実な実施に努める。

- ・既存施設の耐震診断の結果に基づき，耐震補強等施設の改修を進める。

1-4. 地元自治体等との協力体制による施設整備を推進する。

- ・すでに開設している研究科を発展させるため，横浜市及び足立区から借用している施設の点検・保守・修繕等に係る整備計画に協力する。

1-5. 上記各項目並びに施設の点検・保守・修繕等に係る整備計画の着実な実施と企画・立案業務の強化を踏まえ，教員及び事務が一体となる執行及び責任体制の構築を図る。

- ・「保全計画書」等の充実と，予算面も含め施設保全業務の整備の充実を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1-1. 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・前年度作成した危機管理マニュアル及び安全管理指針の周知を図り安全管理体制を強化する。
- ・衛生管理者による定期点検及び学内巡視を行う。

1-2. 学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・前年度作成した危機管理マニュアル及び安全管理指針の周知を図り安全管理体制を強化する。
- ・広く開かれた大学として，身体障害者や高齢者への配慮に努める。

VI 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画 別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

13億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

Ⅸ 余剰金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
- ・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画 (単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・ 耐震対策事業 ・ 小規模改修	総額 784	施設整備費補助金 (758) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (26)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(2) 専門性のある事務職員の育成

高等教育機関としての専門的な業務に対応できるよう、資格取得者の採用などを含め高度な専門性をもった職員の育成に努める。

(3) 事務職員の研修計画

① 職員の能力開発や意識向上を図るため、次の職員研修（外部研修を含む。）を実施するとともに、新たな研修企画の検討を実施する。

- 1) 新規採用者研修
- 2) 職種別研修
- 3) 専門的研修

(4) 職員の人事交流

他大学や国立美術館等との人事交流を図り、職員の意識改革を図る。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 140人

また、任期付き常勤職員数の見込みを185人とする。

(参考2) 平成20年度の人件費総額見込み 4,812百万円（退職手当は除く）

(備考)

中期計画記載事項に規定されている見出し項目以外に、本学が記載した見出し項目（1-1, 1-2・・・として表示）について、今年度該当する計画がない場合には、見出し項目を削除した。

したがって、1-2の見出し項目に今年度該当する計画がない場合、1-2の見出し項目を削除し、1-1, 1-3,・・・として記載した。なお、一部の項目は代表的なものを記載してある。

(別紙) 予算 (人件費見積含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5,035
施設整備費補助金	758
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	26
自己収入	2,138
授業料, 入学金及び検定料収入	1,984
財産処分収入	0
雑収入	154
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	441
長期借入金収入	0
目的積立金取崩	110
計	8,508
支出	
業務費	6,242
教育研究経費	6,242
一般管理費	1,041
施設整備費	784
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	441
長期借入金償還金	0
計	8,508

[人件費の見積り]

期間中総額4,812百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額2,898百万円)

注) 退職手当については、国立大学法人東京芸術大学役員退職手当規則及び東京芸術大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、本年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 「運営費交付金」のうち、平成20年度当初予算額4,915百万円、平成18年度よりの繰越額のうち使用見込額121百万円

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	7,696
業務費	7,119
教育研究経費	1,599
受託研究経費等	326
役員人件費	70
教員人件費	4,073
職員人件費	1,051
一般管理費	406
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	171
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	7,586
運営費交付金収益	4,836
授業料収益	1,557
入学金収益	264
検定料収益	142
受託研究等収益	326
寄附金収益	109
補助金等収益	24
財務収益	3
雑益	154
資産見返運営費交付金等戻入	146
資産見返寄附金戻入	16
資産見返物品受贈額戻入	9
臨時利益	0
純利益	-110
目的積立金取崩益	110
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,324
業務活動による支出	7,545
投資活動による支出	1,010
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	2,769
資金収入	11,324
業務活動による収入	7,494
運営費交付金による収入	4,915
授業料, 入学金及び検定料による収入	1,984
受託研究等収入	326
補助金等収入	0
寄附金収入	115
その他の収入	154
投資活動による収入	784
施設費による収入	784
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3,046

注)「翌年度への繰越金」には、以下の資金が含まれている。

- ・国から承継した委任経理金（1,016百万円）
- ・平成21年度新入学生にかかる授業料のうち平成20年度中に受領を予定している額（253百万円）
- ・退職手当の財源として運営費交付金に積算された額のうち執行未済となった額（平成18年度分350百万円, 平成19年度分207百万円）
- ・平成20年度中の支払債務で平成21年4月以降に支払時期が到来するものの見込額（878百万円）
- ・目的積立金（64百万円）

注)「前年度よりの繰越金」には、以下の資金が含まれている。

- ・国から承継した委任経理金（1,016百万円）
- ・平成20年度新入学生にかかる授業料のうち平成19年度中に受領した額（253百万円）
- ・運営費交付金債務繰越額（退職手当相当運営費交付金執行未済額, 平成18年度分364百万円, 平成19年度分312百万円）
- ・平成19年度中の支払債務で平成20年4月以降に支払時期が到来するものの額（924百万円）
- ・目的積立金（175百万円）

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

美術学部	絵画科	320人	
	彫刻科	80人	
	工芸科	120人	
	デザイン科	180人	
	建築科	60人	
	芸術学科	80人	
	先端芸術表現科	120人	
音楽学部	作曲科	60人	
	声楽科	216人	
	器楽科	392人	
	指揮科	8人	
	邦楽科	100人	
	楽理科	92人	
	音楽環境創造科	80人	
	美術研究科	絵画専攻	88人
			（うち修士課程 88人 博士課程 0人）
彫刻専攻		30人	
			（うち修士課程 30人 博士課程 0人）
工芸専攻		56人	
			（うち修士課程 56人 博士課程 0人）
デザイン専攻		44人	
			（うち修士課程 44人 博士課程 0人）
建築専攻		32人	
			（うち修士課程 32人 博士課程 0人）
芸術学専攻		42人	
			（うち修士課程 42人 博士課程 0人）
先端芸術表現専攻	48人		
		（うち修士課程 48人 博士課程 0人）	
文化財保存学専攻	66人		
		（うち修士課程 36人 博士課程 30人）	
美術専攻	75人		
		（うち修士課程 0人 博士課程 75人）	

音楽研究科	作曲専攻	18人 〔うち修士課程 18人〕 博士課程 0人
	声楽専攻	40人 〔うち修士課程 40人〕 博士課程 0人
	器楽専攻	86人 〔うち修士課程 86人〕 博士課程 0人
	指揮専攻	6人 〔うち修士課程 6人〕 博士課程 0人
	邦楽専攻	18人 〔うち修士課程 18人〕 博士課程 0人
	音楽文化学専攻	70人 〔うち修士課程 70人〕 博士課程 0人
	音楽専攻	55人 〔うち修士課程 0人〕 博士課程 55人
	映像研究科	映画専攻
	メディア映像専攻	32人 〔うち修士課程 32人〕 博士課程 0人
	アニメーション専攻	16人 〔うち修士課程 16人〕 博士課程 0人
	映像メディア学専攻	6人 〔うち修士課程 0人〕 博士課程 6人
別科	60人	
音楽学部附属	120人	
音楽高等学校	学級数 3	